

(案)

近日中に公布される予定です。

京都市市民活動センター条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市市民活動センター条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(休所日)

第2条 条例別表第2に規定する別に定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- (1) 京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。） 毎月の第3火曜日
（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）
- (2) 総合センター以外の市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。） 火曜日。ただし、高齢者ふれあいサロンについては、日曜日及び火曜日

(市民公益活動を行うものに使用させる付属設備)

第3条 条例第5条第1号に規定する別に定める付属設備は、ロッカー及びメールボックス（郵便物その他の送付物を受け取るための箱をいう。以下同じ。）とする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条の規定により次の各号に掲げる施設及び付属設備の使用の許可を受けようとするものは、当該各号に掲げる申請書に条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 条例第6条第1号に掲げる施設及び付属設備 京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則に規定する申請書
- (2) 条例第6条第2号及び第3号に掲げる施設並びに付属設備 京都市市民活動センター使用許可申請書（第1号様式）
- (3) 条例第6条第4号に掲げる施設 京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書（第2号様式）
- (4) ロッカー及びメールボックス 京都市市民活動センターロッカー・メールボックス使用許可申請書（第3号様式）

(受付期間)

第5条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市民公益活動を行うものが条例第6条第1号に掲げる施設及び付属設備の使用の許可の申請をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日
ア 大会議室又は大会議室と併せて使用する大会議室以外の会議室、和室若しくは児童室に係る申請 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の6箇月前の月の初日

イ 大会議室以外の会議室, 和室又は児童室(大会議室と併せて使用するものを除く。)

に係る申請 使用日の属する月の3箇月前の月の初日

ウ 作品展示コーナーに係る申請 使用日(その日が2日以上にわたるときは, その初日)の属する月の3箇月前の月の初日

(2) その他の場合 使用日の属する月の3箇月前の月の初日

2 前項の規定にかかわらず, スモールオフィス, ロッカー及びメールボックスの使用の許可の規定による申請の受付期間は, 別に定める。(使用の許可)

第6条 指定管理者は, 第4条の規定による申請があった場合において, 当該申請に係る使用を許可したときは, 文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用期間)

第7条 作品展示コーナーの使用期間は, 14日以内とする。ただし, 市長が特別の理由があると認めるときは, これを延長することができる。

2 総合センターの休所日は, 前項の期間に参入する。

(使用料)

第8条 条例別表第3に掲げる付属設備の使用料は, 別表第1のとおりとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は, 別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは, 減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて, 市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第11条 条例第12条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは, 当該設備に係る設計書, 仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は, 文化市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年6月分のロッカーの使用料に係る別表第1の規定の適用については, 同表中「500」とあるのは「130」と, 「200」とあるのは「50」とする。

附 則(平成17年12月28日規則第108号)

(施行期日)

1 この規則中第1条, 次項及び附則第3項の規定は公布の日から, 第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市市民活動総合センター条例施行規則第2号様式の規定は、平成18年4月1日以後における使用について適用し、同日前における使用については、なお従前の例による。

(施行日前の使用料の徴収)

- 3 第2条の規定の施行の日前に同日以後のロッカーの使用の許可を受けたものに対しても、同条の規定による改正後の京都市市民活動総合センター条例施行規則別表第1に掲げる使用料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

区 分			単 位	使 用 料
市民活動センター	ロッカー	大 型	1個につき1月	円 800
		中 型		500
		小 型		200
総合センター	マイク ロ ホ ン		1 本	1,200
	無 線 マ イ ク ロ ホ ン 装 置		1 チャンネル	3,000
	音 響 設 備		一 式	700
	マルチメディアプロジェクター	大 会 議 室 用		3,000
		会議室(大会議室及び第3会議室を除く。)用		1,200

備考1 この表に掲げる使用料の額(ロッカーに係るものを除く。)は、条例別表第2に掲げる使用時間の区分の1区分当たりの額とする。

- 2 ロッカーの使用料は、使用期間の初日の属する月から使用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

別表第 2(第 9 条関係)

区 分	還 付 す る 場 合	還 付 金 額
ス モ ー ル オ フ ィ ス	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	使用しなかった 期間に係る使用 料の全額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	
	申出により使用を取りやめた場合	
ロ ッ カ ー	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	使用しなかった 月に係る使用料 の全額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	
	申出により使用を取りやめた場合	
その他の施設及び付 属設備（ロッカーを除 く。）	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全 額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	2 分の 1 に相当 する額
	使用日の 1 箇月前までに使用を取りやめる旨の 申出があり，市長が相当の理由があると認める 場合	

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市市民活動センター使用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

京都市市民活動センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。						
市 民 活 動 セ ン タ ー の 名 称		京都市 いきいき市民活動センター				
使用する施設	使 用 す る 日	使用する時間	使用する 人数	使用する 付属設備	特別の設備 の有無	使 用 の 目 的
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	
	年 月 日 (曜日)	時から 時まで	人		☐ 有 ☐ 無	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第 2 号様式（第 4 条関係）

京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書

(あて先) 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市市民活動センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。	
市民活動センター の名称	☐ 京都市市民活動総合センター ☐ 京都市 いきいき市民活動センター
使 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特別の設備の有無	☐ 有 ☐ 無
活 動 の 内 容	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第 3 号様式（第 4 条関係）

京都市市民活動センター ロ ッ カ ー
メールボックス 使用許可申請書

(あて先) 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
京都市市民活動センター条例第 6 条の規定により使用の許可を申請します。	
市民活動センター の名称	☐ 京都市市民活動総合センター ☐ 京都市 いきいき市民活動センター
使 用 す る 設 備	☐ ロッカー(大型) ☐ ロッカー(小型) ☐ ロッカー(中型) ☐ メールボックス
使 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
活 動 の 内 容	

注 該当する□には、レ印を記入してください。